

フロンティアリハビリテーション センター使用規程

(令和4年4月26日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学大学院

大阪河崎リハビリテーション大学大学院
フロンティアリハビリテーションセンター使用規程

令和 4 年 4 月 26 日
大学院規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学大学院フロンティアリハビリテーションセンター（以下「FR」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 この規程における FR とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) フロンティアリハビリテーションセンター
- (2) 計測室
- (3) ミーティングルーム
- (4) 更衣室
- (5) 器具収納室

(使用目的)

第 3 条 FR は本学の研究活動に使用するほか、次の各号の目的で使用することができる。

- (1) 本学の地域と連携した社会貢献活動
- (2) 本学の学生の課外活動
- (3) 本学教職員の福利厚生活動
- (4) その他、学長が理事長と協議の上、特に許可したもの

(使用時間)

第 4 条 FR を使用できる時間は、午前 9 時から午後 8 時とする。ただし、研究活動等で学長が認めた場合には、時間を早め、あるいは延長することができる。

2 休日及び祝祭日の使用については、別に定める。

(使用許可)

第 5 条 FR を使用するときは、使用責任者は本学所定の用紙による「施設使用願」を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 使用の申込みは，使用予定日の1ヶ月前から5日前までとする。
- 3 許可は，原則として申込み順とする。

(使用の変更)

第6条 使用責任者は，FRの使用を中止又は変更しようとするときは，すみやかにその旨を研究支援室に届けなければならない。

(使用の取り消し)

第7条 学長は，次の各号のいずれかに該当するときは，FRの使用許可を取り消し，又は，使用を中止することがある。

- (1) 本学の授業，研究活動，行事などに使用する必要が生じたとき
- (2) FR機器の設備，補修，その他必要を認めたとき

(設備の損失及び破損)

第8条 FRにおける設備，備品を損失，破損したときは，その原因が故意または過失に関わらず，大学の求めに応じ相当分を実費で弁償しなければならない。

(事務)

第9条 FRの使用等に関する業務は，研究支援室が行う。

(雑則)

第10条 FRの使用心得については，別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は，研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は，令和4年4月26日から施行する。